

灘崎荘通所介護事業所(介護予防通所サービス)

重要事項説明書

様	ご利用日 ()曜日
	ご利用時間(時 分 ~ 時 分)

1、 サービスについての説明者

職 名 _____

氏 名 _____

電 話 086-362-5050

※緊急時のご連絡先もこちらです。

※ご不明な点はなんでもお尋ね下さい。

2、 当事業所の概要

(a) 提供できるサービスの種類と概要

事業所の種類	指定介護予防通所サービス事業所 ※当事業所は以下の選択的サービスを実施しています。 ① 栄養改善サービス ② 口腔機能向上サービス
事業所名	灘崎荘通所介護事業所
所在地	岡山県岡山市南区彦崎 2300
介護保険事業所番号	3370107017
サービスを提供する地域	岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田・妹尾・福田中学校区)の区域

(b) 当事業所の職員体制

管理者	1名(常勤)	併設の特別養護老人ホーム灘崎荘の施設長と兼務
生活相談員	6名	介護職員と兼務
看護職員	3名	機能訓練指導員と兼務
介護職員	6名	
機能訓練指導員	3名	
事務職員	1名(常勤)	併設の特別養護老人ホーム灘崎荘の事務員と兼務

(c) 当事業所の定員

30名

(d) 営業日・営業時間

・開所日（月～土曜日） ・休所日（日曜日、年末12月30日～年始1月3日）

サービスの時間種類	利用時間
3時間30分デイサービス	午前9時50分から午後1時20分まで
6時間10分デイサービス	午前9時50分から午後4時00分まで

※送迎に要する時間は、上記の利用時間に含まれません。

3、サービスの内容および利用頻度

(a) 共通的基本サービス

1、健康チェック 2、アクティビティサービス 3、養護 4、給食サービス 5、入浴サービス 6、送迎サービス(迎え・送り・家族送迎の選択可) 7、必要に応じて介護方法の相談など	※契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。
---	--

(b) 選択的サービス

1、栄養改善サービス	○管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。
2、口腔機能向上サービス	○看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食、嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

(c) 利用頻度

利用する曜日や内容等については、介護予防通所サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所サービス計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防通所サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

4、サービスの利用料金

- 1、別紙の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。

- 2、料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日ごろにご請求いたしますので、ご契約者は口座振替の場合、20日に施設の口座に支払うものとします。また現金でのお支払いの場合、月末までに施設に支払うものとします。

口座振替(自動引き落とし)は施設の指定する金融機関(中国銀行(支店に関しては指定はありません))からとさせていただきます。その際の口座引き落とし手数料55円はご負担お願いいたします。なお、残高不足等の理由により指定日に口座振替が行えなかった場合は、月末までに施設の指定口座へ振り込みをするか、施設窓口までお支払いをお願いします。また指定口座への振込手数料はご負担をお願いします。

5、サービスの利用の中止、変更、追加

- 1、利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、サービスの実施日の当日朝8時15分までに灘崎荘通所介護事業所(086-362-5050)に申し出てください。
- 2、月のサービス利用日や回数については、ご契約者の状態の変化、介護予防通所サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3、契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防通所サービス計画に定められた期日より利用が少なかった場合、または介護予防通所サービス計画に定められた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はしません。
- 4、ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所サービス計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防通所サービス計画の変更または、要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- 5、月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援になった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護になった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 6、月途中で、要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 7、ご利用の決定にあたり、事前に見学・介護予防通所サービスが利用できます。

その場合介護予防通所サービス利用料金は不要ですが、食費代等は実費が必要です。

- 8、ご利用が決定した場合、当重要事項説明書の事前説明を十分行い、契約書を締結いたします。その時に他の必要書類もお渡しいたしますので、サービスの初回利用時まで、介護保険被保険者証と併せて事業所までご提出下さい。
- 9、ご利用にあたり、通所介護事業所の職員が事前に連絡の上、面接にお伺いさせていただきます。
- 10、風邪などの病気の際はサービス提供をお断りする場合があります。また、当日朝の健康チェックの結果、体調が思わしくない場合はサービス内容の変更または中止をさせていただきます。この場合はご家族へ連絡する他、担当の介護予防支援事業者へ当事業所から報告し適切な対処をいたします。この場合食費は、摂取の如何にかかわらず徴収させていただきます。
- 11、サービスご利用中に急に体調が悪くなった場合は、速やかにご家族の緊急連絡先へ連絡を取ります。連絡が取れない場合は、利用者の主治医または適切な病院へ連絡を取り、救急車または当事業所の車両で緊急搬送します。

6、事故発生時の対応

- 1、ご利用中に発生した事故については迅速な対応をし、ご利用者家族、担当の介護予防支援事業者、市町村等にその事故の内容・経過について報告いたします。また、契約書の定めるところにより当事業所が責めを負わなければならない場合、速やかに損害賠償に応じ再発防止策を講じます。

7、非常災害対策

- 1、万が一の非常災害に備えて消防計画、風水害（土砂崩れ）等に対する防災計画を作成し、年2回以上定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行います。

8、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

- 1、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。
- 2、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。

9、虐待防止の措置

- 1、ご利用者の人権擁護及び虐待等の防止に努めていきます。虐待の防止に関する責任者を選定するとともに、虐待の防止を啓発・普及する為、職員に対して研修を行います。
- 2、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報

します。

10、成年後見制度の活用支援

- 1, 当事業所は、ご利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

11、サービスの終了

- 1, サービスの終了を希望する時は、まず当事業所の職員に連絡するか、または担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご連絡下さい。
- 2, 以下の場合は自動的に終了となります。
 - a、利用者が、介護保険施設に入所した場合
 - b、利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
 - c、利用者が、死去した場合

12、サービスの内容に関する苦情

サービスの内容に関する苦情や、利用料金等についてのお問い合わせがありましたら、灘崎荘苦情受付窓口(苦情解決責任者・末沢和也、苦情受付担当者・生活相談員 岡田紀男)までご連絡下さい。その他、各市町村の相談窓口等に伝えることができます。

岡山市 事業者指導課		
岡山市北区大供 3-1-18	電話 : 086-212-1013	
岡山市 介護保険課		
岡山市北区鹿田町 1-1-1	電話 : 086-803-1240	
倉敷市 介護保険課		
倉敷市西中新田 640	電話 : 086-426-3343	
玉野市 介護保険課		
玉野市宇野 1-27-1	電話 : 0863-32-5534	
早島町 健康福祉課		
岡山県都窪郡早島町大字前潟 360-1	電話 : 086-482-2483	
国民健康保険団体連合会		
岡山市北区桑田町17-5	電話 : 086-223-8811	
岡山県社会福祉協議会運営適正化委員会		
岡山市北区南方 2-13-1	電話 : 086-226-9400	

令和 年 月 日

指定介護予防通所サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

(事業者)

住 所 岡山県岡山市南区彦崎 2300
法人名 社会福祉法人 翔 洋 会
施設名 灘崎荘通所介護事業所
管理者 末沢 和也

㊞

契約書および本書面により、事業者から指定介護予防通所サービスについての重要な事項の説明を受け、同意いたしました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(続柄)

利用単位・料金表

(a) 基本サービスの利用単位

要支援 1・事業対象者	要支援 2
1, 798 単位	3, 621 単位

(b) 選択的サービスの利用単位

※ 選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の単位が上記に加算されます。

サービスの種類	栄養改善 サービス	口腔機能向上 サービス
	200 単位	150 単位

(c) サービス提供体制による加算（介護福祉士によるサービスの向上）

サービスの種類	要支援 1・事業対象者	要支援 2
サービス提供体制 強化加算〈I〉	88 単位	176 単位

(e) 介護職員処遇改善加算〈I〉

サービスの種類	要支援1・事業対象者・要支援2	加算の内容
介護職員処遇改善加算〈I〉	9.2%	利用された提供単位数×9.2%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担(支給限度額管理の対象外)

※ 単位数単価は、各単位数に10.14円を乗じた金額となります。また、サービスを利用される方の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。

※ 介護給付費体系の変更があった場合には、上記単位・料金は変更されます。

(f) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

食費	<p>昼食代 : 550円(おやつ代含む)</p> <p>行事食 : 1,100円～</p> <p>* 午前10時以降にお休みの連絡をいただいた場合は、キャンセル料として上記費用をいただきます。</p> <p>* レクリエーション活動の一環として昼食を作る場合は、材料代実費が必要となります。</p>
その他実費(自己負担金)	<p>レクリエーション・手芸・趣味活動等にかかった材料代実費</p> <p>事業所で用意してある紙おしめ等を使用した場合の実費(紙パンツM1枚67円、L1枚75円、LL1枚84円、パット小1枚22円、大1枚39円、紙おしめM1枚77円、L1枚89円)</p> <p>写真代(デジカメプリント L判1枚50円、LL判110円、A4判210円)</p> <p>喫茶代(コーヒー・紅茶・ジュース等各60～110円)</p> <p>衛生器具代(歯ブラシ110円、保湿クリーム220円)</p>
特別な場合に別途必要とされる料金	<p>事業所の実施地域以外の地域に居住される方への送迎サービスについては、以下の料金が必要です。</p> <p>1, 実施地域を越えて片道5km未満1回につき 400円</p> <p>2, 実施地域を越えて片道5km以上1回につき 500円</p> <p>※ 通常の事業の実施地域は、岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田中学校区)の区域です。</p>

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。